



大分県内において新型コロナウイルス感染症の感染が拡大していることから、感染拡大時の一時的な対応として、保健所における調査は、重症化リスクの高い方や施設を優先的に行っております。

事業所等で感染者が発生した場合は、原則として、保健所による積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は行いません。

事業所の皆様におかれましては、引き続き感染対策を徹底していただくとともに、事業所内で感染者が発生した場合は、以下のご対応をお願いします。

- 事業所等で感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要はありません。
- 事業所等で感染者と感染可能期間(※1)に接触があった者は、接触のあった最後の日から一定の期間(目安として7日間)は高齢者や持病のある方との接触やハイリスク施設(医療機関や高齢者施設、障害者施設等)への訪問、不特定多数の人が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるよう、事業所内に周知してください。
また、症状がある場合には、速やかに医療機関を受診することを促してください。
- 事業所等で感染者と感染可能期間に接触があった方のうち、感染対策(※2)を行わずに飲食を共にした場合等は、一定期間(例えば5日間の待機に加えて自主的に検査など)の外出自粛を含めた感染拡大防止対策を行ってください。

※1 感染者が感染力を持っている期間(下のフロー図を参照)

※2 会話時のマスクの着用など

事業所内で感染者が発生した場合の対応確認フロー

感染者が感染力を持っている期間(感染可能期間)

- 感染者が有症状の場合 症状が出た日の2日前(令和 年 月 日)から
- 感染者が無症状の場合 検体を採取した日の2日前(令和 年 月 日)から

事業所内で感染者の感染可能期間に、感染者と接触があった。

はい

いいえ

事業所内で感染者の感染可能期間に、感染者と会話の際にマスクを着用していないなど、感染対策を行わず飲食を共にすることがあった。

はい

いいえ

一定期間(例えば5日間の自宅待機に加えて自主的に検査など)の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとること。

引き続き、事業所内での感染対策を徹底し、念のため、感染者の最終出勤日から7日間は事業所内で症状のある人がいないか確認してください。

- ・ 出勤を含む外出を制限する必要はありません。
- ・ 一定の期間(目安として7日間)は高齢者や持病のある方との接触を避ける等の対応をしてください。

※ いずれの場合も体調不良になった場合は、速やかにかかりつけ医等医療機関を受診することを促してください。

かかりつけ医がない場合等ご相談はこちら

大分県受診相談センター(24時間対応)

097-506-2755